

第101回宍粟市議会定例会会議録（第1号）

---

招集年月日 令和3年11月26日（金曜日）

---

招集の場所 宍粟市役所議場

---

開 会 11月26日 午前9時30分宣告（第1日）

---

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 第 88号議案 令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）  
第 89号議案 令和3年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）  
第 90号議案 令和3年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）  
第 91号議案 令和3年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）  
第 92号議案 令和3年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
第 93号議案 令和3年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 4 第 94号議案 宍粟市交通安全対策基金条例の制定について
- 日程第 5 第 95号議案 宍粟市学校給食費条例の制定について
- 日程第 6 第 96号議案 宍粟市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 7 第 97号議案 宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 8 第 98号議案 宍粟市環境基本条例の一部改正について
- 日程第 9 第 99号議案 宍粟市ちくさ高原総合レクリエーション施設条例の一部改正について
- 日程第 10 第 100号議案 宍粟市産業立地促進条例の一部改正について
- 日程第 11 第 101号議案 宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第 12 第 102号議案 宍粟市音水湖カヌー競技場に係る指定管理者の指定に

		ついて
日程第 1 3	第 103号議案	第 2 次宍粟市総合計画基本構想の変更及び後期基本計画の策定について
日程第 1 4	第 104号議案	市有財産の処分について
日程第 1 5	第 105号議案	市道路線の認定について
日程第 1 6	第 106号議案	ちくさ高原スキー場人工降雪機整備工事請負契約の変更について
日程第 1 7	第 107号議案	宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
	第 108号議案	宍粟市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

#### 本日の会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定
日程第 3	第 88号議案 令和 3 年度宍粟市一般会計補正予算（第 6 号）
	第 89号議案 令和 3 年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号）
	第 90号議案 令和 3 年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
	第 91号議案 令和 3 年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第 2 号）
	第 92号議案 令和 3 年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
	第 93号議案 令和 3 年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 4	第 94号議案 宍粟市交通安全対策基金条例の制定について
日程第 5	第 95号議案 宍粟市学校給食費条例の制定について
日程第 6	第 96号議案 宍粟市国民健康保険条例の一部改正について
日程第 7	第 97号議案 宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 8	第 98号議案 宍粟市環境基本条例の一部改正について
日程第 9	第 99号議案 宍粟市ちくさ高原総合レクリエーション施設条例の一部改正について

日程第10	第100号議案	宍粟市産業立地促進条例の一部改正について
日程第11	第101号議案	宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
日程第12	第102号議案	宍粟市音水湖カヌー競技場に係る指定管理者の指定について
日程第13	第103号議案	第2次宍粟市総合計画基本構想の変更及び後期基本計画の策定について
日程第14	第104号議案	市有財産の処分について
日程第15	第105号議案	市道路線の認定について
日程第16	第106号議案	ちくさ高原スキー場人工降雪機整備工事請負契約の変更について
日程第17	第107号議案	宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
	第108号議案	宍粟市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

出席議員（16名）

出席議員（16名）

1番	中本隆敏	議員	2番	垣口真也	議員
3番	神吉正男	議員	4番	浅田雅昭	議員
5番	八木雄治	議員	6番	西本諭	議員
7番	前田佳重	議員	8番	津田晃伸	議員
9番	山下由美	議員	10番	大畑利明	議員
11番	田中一郎	議員	12番	林克治	議員
13番	宮元裕祐	議員	14番	今井和夫	議員
15番	大久保陽一	議員	16番	飯田吉則	議員

欠席議員 なし

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	小谷慎一	君	書	記	大谷哲也	君
書記	小椋沙織	君	書	記	中瀬裕文	君



(午前 9時30分 開会)

○議長（飯田吉則君） おはようございます。第101回宍粟市議会定例会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、御健勝にて御参集いただき誠にありがとうございます。

さて、一昨年来、新型コロナウイルスの流行によりまして、議会運営はもとより市政全般、市民生活にも大きな負担と労力を費やしてまいりました。しかし、御承知のとおり、全国的にも感染者数が激減し、かなり流行が抑えられてきた状況でございます。これを機に停滞してきた経済活動を活発化しようとする動きも起きておりますが、一方では、第6波への備えの重要性も言われております。国県の動きに連動しつつ、我が市独自の感染対策の継続は必要であります。社会生活の通常化は一人一人の感染対策の上に成り立つのではないかと考えます。3回目のワクチンの接種も計画されておりますので、引き続き市民の皆様にも御協力をお願い申し上げたいと思います。

さて、今定例会には宍粟市産業立地促進条例の一部改正、第2次宍粟市総合計画基本構想の変更及び後期基本計画の策定、一般会計補正予算（第6号）など21議案が上程される予定となっております。

市民生活の向上、福祉の充実に期するべく議員各位の慎重な御審議をお願いして開会の御挨拶といたします。

それでは、市長、御挨拶をお願いいたします。

○市長（福元晶三君） 皆さん、おはようございます。本日、第101回宍粟市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には御健勝にて御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日頃の御精励に対しまして深く敬意を表する次第であります。

さて、先ほどもありましたが、全国各地では新型コロナウイルスワクチン接種が進むと同時に、新規感染者数は減少傾向に転じ、低い水準で推移をしております。県下におきましても、直近1週間の平均患者数は1桁台で現在推移をしているところであります。このような社会情勢を受けて、各地の行楽地、さらに繁華街においては人の動きが徐々に活発化をしております、社会経済活動が動き始めてきたように思われるところであります。

市内におきましても、2年ぶりに各種の催しが開催をされました。千種町では、ちくさふれあいフェスタ「千種文化展」、一宮町におきましては2会場での「ふる

さとまつり」、波賀町では「軽トラ市」、山崎町では最上山のもみじの紅葉を求めて多くの方々がお越しになりました。しかし、いずれの会場におきましても、来場者の皆様が感染症対策としてマスクを着用される中で、市民の皆様もその中において躍動される光景を拝見しながら、それぞれの地域において活気が戻りつつあり、市内におきましても社会経済活動が動き始めていると、このように感じたところがあります。

市民の皆様におかれましては、これから冬場を迎え空気がより乾燥する時期となりますので、さらにマスクの適切な着用、小まめな換気や手洗いに努めていただき、これまで以上に感染予防対策の徹底をお願いしたいと思います。

政府は、先般、コロナの克服、あるいは新時代開拓のための経済対策を臨時閣議で決定をされました。四つの柱に基づく経済対策の裏づけとなる令和3年度補正予算については、いわゆる16か月予算の考え方により、令和4年度当初予算と一体的に編成される見込みであります。市としましては、本経済対策の内容を的確に把握し、感染症の影響により厳しい状況にある方々に必要な支援等をはじめ各種施策にスピード感をもって取り組んでいきたいと、このように考えております。

さて、今定例会におきましては、先ほど議長よりもお話がありましたとおり、宍粟市産業立地促進条例の一部改正、第2次宍粟市総合計画基本構想の変更及び後期基本計画の策定、一般会計補正予算（第6号）など、21議案の上程を予定しております。

議員各位におかれましては、慎重に御審議の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） ただいまから第101回宍粟市議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告2、地方自治法第121条の規定に基づき、今期定例会の説明員として出席通知のありました者の職・氏名は、お手元に配付しております議長宛ての報告書写しのとおりであります。本日配付しております通知書写しのとおり、欠席者1名の

通知がありましたので、報告いたします。

報告 3、本日市長から議案21件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（飯田吉則君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長より指名します。

5番、八木雄治議員、6番、西本 諭議員、以上、両議員にお願いします。

#### 日程第2 会期の決定

○議長（飯田吉則君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの20日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から12月15日までの20日間に決定いたしました。

#### 日程第3 第88号議案～第93号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第3、第88号議案、令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）から、第93号議案、令和3年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）までの6議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第88号議案から第93号議案までの補正予算6議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、令和3年度の実質的な最終の補正予算と位置づけ、施策の実施に支障を来すことのないよう予算措置を講じるとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する事業の追加を行うものであります。

それでは、各議案の概要につきまして、順次御説明を申し上げます。

初めに、第88号議案、令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）ですが、歳入歳出にそれぞれ2億5,268万3,000円を追加し、補正後の総額を247億4,876万9,000円とするものです。

歳出におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業の実施状況の整理により、感染症対応用品の購入や衛生施設の整備、また、接触や密を避ける対策など、基本的な対処に関するものに加え、外食需要の低下などによりお米の引取価格が低下していることから、水稻作付農業者への支援金の交付を行うほか、コロナ禍により活動の機会が少なくなった地域の芸術文化関係団体のため、活動を発表する場としてのイベントを開催いたします。

その他の主なものとしましては、総務費では、兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴う分配金の活用により、新たに交通安全対策基金を設置することとし、その積立金を計上しております。

衛生費では、健診情報を各個人がマイナンバー制度を活用したマイナポータルで閲覧できるようにするためのシステム改修費を計上しているほか、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に向けた事業費を追加しております。

商工費では、市有の観光施設の修繕費などを追加しているほか、波賀サイクリングターミナルの取壊しに向け、土壌汚染対策法に基づく調査費用を計上しております。

教育費では、夜間等の照度が十分でない学校体育館の照明をLED化するための事業費を計上するほか、今年の緊急事態宣言期間においてスポーツ施設の使用を制限したため、スポーツ施設の指定管理者への休業補償金を計上しております。

次に、歳入につきましては、歳出に関連する国県支出金や市債などの特定財源のほか、寄附金や基金、繰入金、また令和2年度決算剰余金の一部を前年度繰越金として計上しております。

そのほか事業完了が会計年度を越える見込みのため、千種生活圏拠点施設整備事業など5件の繰越明許費を計上しているほか、3件の債務負担行為の追加を行っています。

次に、第89号議案、令和3年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）につきましては、一宮北診療所の開所予定を令和4年3月1日としたことに伴い、運営費の整理を行っています。

補正額は、歳入歳出からそれぞれ786万1,000円を減額し、補正後の総額を2億4,715万3,000円とするものであります。

次に、第90号議案、令和3年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、保険給付費の整理などを行っています。

補正額は、歳入歳出からそれぞれ990万9,000円を減額し、補正後の総額を51億



1,993万7,000円とするものであります。

次に、第91号議案、令和3年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、一宮北診療所で兼務予定職員の人件費の整理などを行っています。

補正額は、歳入歳出にそれぞれ329万円を追加し、補正後の総額を7,386万3,000円とするものであります。

次に、第92号議案、令和3年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、債務負担行為の設定のみの補正予算となっており、3年を単位として契約を行っています施設の維持管理業務委託を計上しております。

次に、第93号議案、令和3年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、新病院の設計業務などの発注方式の確定により、基本設計費等の全額を減額し、債務負担行為を3件に分けて設定するものであります。

以上、補正予算6議案につきまして、一括して概要の御説明を申し上げます。

それぞれ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

8番、津田晃伸議員。

○8番（津田晃伸君） 8番、津田晃伸です。第93号議案、令和3年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑をさせていただきます。

今回債務負担行為として新病院整備基本計画実施・造成設計業務委託、新病院開院支援業務委託、新病院整備コンストラクション・マネジメント業務委託について、合計3件の債務負担行為で5億5,664万8,000円が上程されています。

ただ、この新病院整備に関わる基本計画の案が先般議会に提出されて、議会からも意見を出し、回答もまだされていない状態で、基本計画案に対して議会意見、パブリックコメントもされましたけども、それを踏まえて基本計画が策定され、最終案が固まって、それをもって実施計画を行うべきじゃないのかと考えますが、なぜこのタイミングで予算計上されているのか、その辺を質疑させていただきます。

○議長（飯田吉則君） 菅原事務部長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） 津田議員の御質問につきまして、私のほうから御答弁申し上げます。

新病院整備スケジュールにつきましては、御承知のとおり、これまでから基本構

想やタウンミーティング、基本計画案等、様々な機会の中で開院予定時期として令和8年度早期の開院に向けまして着実に進めていくことをお伝えしてきたところでございます。

予算の計上につきましては、令和3年度当初予算につきましては、予算委員会で基本計画策定中のため、今年度執行予定の関係事業費に係る枠予算として計上している旨御説明させていただいておりましたが、今般、基本計画案が、議会の御意見等の反映等はまだしておりませんが、パブリックコメントとして公表できるレベルにまでまとまったため、その結果、入院病床数が決定し、整備規模も固まりましたので、設計業務の所要額の積算が可能となりました。

また、病院建設の設計業務につきましては、その内容が技術的に高度であり、専門的な技術が要求される性格のものであります。病院建築に実績のある事業者から提出された技術提案に基づきまして、仕様を作成するほうが優れた成果を期待できる業務でありまして、方法として契約の相手方の決定方法といたしましては、プロポーザル方式が適切ではないかと判断しております。

この方式で事業者を決定する場合、選定手続上、12月早期に仮に発注した場合にありましても、契約は来年4月に入ってしまうといった非常にタイトなタイムスケジュールとなってまいります。

このような中で、令和4年度早々に設計業務の契約締結を行い、円滑に本業務を進めていくには、12月補正予算で上程させていただく必要があると判断したところでございます。

以上でございます。

○議長（飯田吉則君） 津田議員。

○8番（津田晃伸君） 説明は受けたんですけど、基本的にこれやはり宍粟市の将来負担を、当然我々世代もそうなんですけども、負担の部分で基本計画でやはり負担にならないような計画をしっかりとつくっていただかないと。今の現時点でやはりそれに対して議会の方からも意見を出させていただいているんですけども、それに対しての回答がない段階で、まあ言ったら、この案をもとに実施計画が進んでしまうと、それで設計が始まってしまうわけじゃないですか。それで本当にいいのかなという思いもあるんですけども、先ほどの御答弁の中では、この基本計画案でもう事業を進めていくという考えでよろしいんですか。

○議長（飯田吉則君） 菅原事務部長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） 基本的には今パブリックコメントをさ

せていただいている基本計画案をベースにさせていただきますが、当然のことでございますけども、議会のほうの御意見、パブリックコメントで頂戴した意見を十分踏まえまして、検討の上、また必要な部分については修正、反映させていただいて進めていきたいというふうに考えております。

○議長（飯田吉則君） 8番、津田晃伸議員。

○8番（津田晃伸君） 詳細は委員会でまたさせていただきますけど、ただ、発注するに当たって、基本計画案がきちんと定まっていない段階でどのように発注するんだろうなど、そういう疑問はあるんですけども、その辺はどうお考えなんですか。

○議長（飯田吉則君） 菅原事務部長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） 先ほど申し上げましたように、今回の補正予算の内容は、いわゆる設計費でありますので、設計費を積算する諸元といたしましては、整備規模、それからそれに基づく設計関係スタッフの手間ですね、時間数、そういうものを国土交通省の告示で定められたような単価等に基づきまして積み上げてきたものでありますので、このたび議会のほうでいただいたような御意見等々、あるいはパブリックコメントでいただいたような意見の中で整備規模等に直接反映するような要素はないと判断いたしまして、もちろん基本設計の詳細を詰めていく中で最終的に固まった基本計画に基づきまして、それを十分反映した設計業務を進めてまいりますので、そのあたりにつきましてはそごは生じないのではないかとこのように考えております。

○議長（飯田吉則君） 次に、10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 10番、大畑です。私も第93号議案についての質疑をさせていただきますが、基本的に先ほどの質疑とかぶるわけですけども、やはり今お伺いしていますと、開院の時期から逆算してこの時期だという、そちら側のスケジュールでのお話がありましたけども、これ市長、土地を購入したときの発言を覚えておられると思うんですけども、土地を先行取得するとき、病院の中身について後付けになるので、そのことについてはしっかりと市民と議論をして中身を詰めていくというお話がありました。

私は今、副院長が基本計画案に沿ってパブリックコメントが一応出そろったので、一応今の計画案で固まったというふうな表現でされましたけども、これ本当市民合意を得たものかどうか、私は疑問に感じておるわけです。議会としても意見を出させていただいたのは、この基本計画案に対して、まだまだ市民の理解を得る必要がある部分がたくさん残っているというあたりから、御意見も出させていただいてお

りますので、そういうタイミングで、このタイミングが本当に適切な時期なのかどうかということに対して少し疑義がありますので、そのあたりの議会の意見も踏まえた上でどういうふうに考えておられるのかということをお話を頂きたいなというふうに思います。

それと、基本計画に対する市民の合意は前提であるというふうに思いますが、今回のECI方式で入札をされますと、基本設計だけではなく、実施設計・造成設計まで一括で効率的にやろうという設計案でございますから、そこまで市民は全て合意をしているものなのかどうか、非常に私は疑問に感じておりますので、市民の合意形成の必要性、そのあたりをどのように考えておられるのかということをお伺いしたいと思います。

それと、もう1点、議会が判断する場合に国や県の担保が必要だというふうに思います。今の病院の建替えの基本設計に入る前に、国の財政措置に関する確認、あるいは県の医療構想に対する見解、そういうもので十分基本計画に書いてあることが担保が取れていると、これで間違いないという裏づけがあって初めて私たちも安心できるわけでございますが、まだそういうことが示されてない段階で全てゴーを出すということについては、これは住民がこの病院を造れというふうに指示を出すわけで、私たちが勝手に決めることではないわけですから、そのあたりのタイミングなり考え方は非常に重要だというふうに思いますので、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 1点目のことにつきましては、先ほど副院長が答弁されたとおりでありますが、そのことについてどうなんだということではありますが、先ほど答弁があったとおり、基本計画案が今パブリックコメントを出しておよそ設計業務の発注のところのベースについては一応積算が可能になったと。そういうことからして予算上、今回提案させていただいて肅々とそのスケジュールに沿って進めさせていただきたいと、こういうことでもあります。

ただ、お話があったとおり、今パブリックコメントの意見、あるいは議会の意見、これはいよいよさらに基本計画、今は案でありますので、より具体をする中で設計の中にもどう折り込んでいくかと、こういうことではありますが、基本的には今入院の病床数であったり、およそ規模も固まっておる状況でありますので、この段階で設計業務については所要額の積算をしっかりと発注をしていきたいと、こういうタイミングだと、このように考えています。

それから、2点目につきましては、さらにいろいろこれまでの経過もありますので、副院長のほうから答弁させたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） 私のほうからは、2点目と3点目について御答弁申し上げます。

まず、2点目のECI方式も含めまして基本設計、実施設計、それから土地の造成を一括でということで、これらの点について、住民合意はそこまで得られていないのではないかと御指摘でございましたけども、この点につきましては、以前にも御説明する機会があったかと思えますけども、一つの大きな特徴は、このあたりの設計がばらばらでいきますと、やはりコストの見直しということでコストが跳ね上がる可能性があります。これを一括ですることによりまして、コスト縮減に大きく寄与すると、こういう利点がございしますので、それを考えますと、すなわち、それは市民の皆様の御負担をできるだけリーズナブルな形で整理するということにつながっていくということですから、その点につきましては、市民の皆様の観点とそんなにそごはないのではないかとこのように考えているところでございます。

それから、2点目の国の財政措置に関します確認、あるいは地域医療構想との整合性についての担保の有無という点でございます。これにつきましては、御承知のとおり、国の財政措置に関する事務手続につきましては、基本設計に着手する前年度の11月末までに、実施設計着手年度の5月末までに必要書類を提出するという制度になってございます。重要な事務手続となりますために、県の担当部局とも的確に調整しながらこれまで事務を進めてきたところでございます。

具体的には、基本構想段階では、基本設計を令和3年度に実施する予定と当初しておりましたので、令和2年11月には基本構想の内容をもとに必要書類を県担当部局のほうに提出をしてきたところでございます。

また、そのような中で、新型コロナウイルスの蔓延によりますスケジュールの遅延もございまして、基本計画案段階では全体スケジュールを見直し、令和4年度を基本設計の実施年度といたしたところでございます。

その結果、本年11月に改めまして基本計画案の内容を踏まえました資料を作成し、県担当部局へ提出しているところでございます。内容の是々非々につきましては、県担当部局からも総合病院が特定中核病院の指定を受け、地域医療の根幹をなす重要な病院であり、今回の移転建替えの内容も地域医療構想の方向性に合致しているとの御見解を頂いているところでございます。

また、地域医療構想との整合性につきましては、基本構想、基本計画素案の各段階で播磨姫路圏域地域医療構想調整会議西播磨部会におきまして御審議をいただいております。新病院での診療機能や病床数、病床機能の方向性につきましては、合意を頂いているところでございます。

このように、国の財政措置に関します確認や地域医療構想との整合性についての担保に関する点につきましては、所要の手續を進めていく中で、関係者の皆さんのコンセンサスはおおむね取れており、特段の問題は生じていないと認識しております。

なお、これらの手續につきましては、あくまで行政内部の手續に係ることでございますので、市議会や市民の皆様への相談や公表を随時行っていく性格のものではないのではないかと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑議員。

○10番（大畑利明君） お話は分かりました。まず、市長の御答弁からなんですけれども、一応病床数、規模、おおむね固まったので肅々といくというふうに言われましたが、その固まったというところ、そして肅々といくというところに少し、それで大丈夫なんですかということをお尋ねをしているわけです。

私どもの意見を出しているのは、その固まるために、市民の合意を形成するためにもっと詳しい資料を出して、十分将来の人たちも含めて納得がいくようにすべきじゃないですかというようなことを主な意見として出しているわけですね。そういうことがまだ十分公表されて市民の方々とのコンセンサスがとられていない段階で固まったというのは少し、それはそちら側の独断ではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それと、ばらばらでするよりもECI方式ということをおっしゃっているのではないんです。当然、一括でやるほうがコスト的にも安く上がるので、その方向が適切なんだろうと思うんですが、私の投げかけは、ですから、より以上にそこに入る前に市民のしっかりと説明をして、市民の合意を固く取っておく必要があるんじゃないですかということをおっしゃりたいわけですね。やり始めてから後でいろいろ不満が出るようなことでは困るわけで、反対が出るようなことでは困るわけですから、そういうことをおっしゃっているんで、ばらばらがいいとか一括がいいとかというお話をしているのではないんです。一括を進めるが故に、今きちっと合意形成を得た上でスタートすべきじゃないですかということをお尋ねしているんです。

そして、三つ目、担保が取れていると、これこそ十分担保が取れてなくて、後で

手戻りがあるということであつたら、市民に負担をかけるわけですから、しっかりと担保を取って進めていただきたいというふうに思いますので、公表できるできないの問題じゃなしに、担保が取れているということについてはしっかりと説明をいただきたいというふうに思います。今後ともそういうふうな説明をいただけるということも求めてもよろしゅうございますでしょうか。もう一度3点お願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） 現在の基本計画案がおおむね固まったということについてのそごはあるのではないかと御指摘でございますけども、先ほども津田議員の御質問に御答弁申し上げましたように、これまでから基本構想やタウンミーティング、それから基本計画案の今回のパブリックコメント、あるいは議会での特別委員会での御説明等々、様々な機会に御説明をさせていただきました。新病院の検討委員会でもいろいろと御意見、御指摘を頂いて、より詳細な資料という形で基本計画案の資料構成も整えまして、事業収支見込みの試算表につきましてもかなり細かいデータ、それから用語の解説集など、できるだけ分かりやすいような形で御提示させていただいたつもりでございます。

そういった中で、いろいろと御意見は頂戴しているところなんですけど、先ほど申し上げましたように、このたびの予算提案の内容に大きく影響を与えるような御意見、御指摘は基本的にはないと考えておりますので、先ほど申し上げましたように、できるだけ早期に新病院の開院を当初のスケジュールに基づきまして進めていくことが、この宍粟市、西播磨北部地域の地域医療を守っていくために必要な姿勢ではないかと考えて進めさせていただいているところでございます。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 今、副院長が答弁したとおりでありますけど、繰り返しになりますが、いろんなことはあるにしても、いわゆる設計業務の所要額の積算が可能になったために、いよいよこれから設計の予算を組んで入っていきますよと、こういうことでもあります。これは予算のたてりの問題もあるんですけど、ただ、いろんな形で今基本計画の素案も見いただいておりますけど、検討委員会だったり、あるいは議会から、あるいはこれまでに市民の皆さんから、できるだけそれを織り交ぜながら今計画案に盛り込んでパブリックコメントをしている。さらに、そのことも踏まえながら、今後当然いろいろ御意見は出てくるだろうと思います。設計に可能な範囲のものについては、それらも含めながら、今後設計業者がいよいよ決まりました

ら、その中でいろいろ議論をしていきたいなど、こんなふうに考えています。

それから、担保の問題は先ほど副院長が答弁したとおりであります。私も委員会の報告やいろいろなことを受けながら、県のほうにもこういった話、あるいは構想の中での特定中核病院としての役割、それをどう演じていくか、こういったことも県とも事あるごとに話をし、お願いもしております。先ほど答弁があったとおりのように、あくまで事務的に内部事務として、行政事務としても進めんなんこと、それから当然政治的にも進めんなんことを含めて両面で進めていきたいと、このように考えております。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 最後になりますが、少しちょっと私たちの思いがかみ合わないんですけども、副院長が先ほどおっしゃった、もう今の質疑聞いていて、これを進めるに支障があるほどのものではないというような言い方をされましたけども、もうこれから進めていく上において必要な意見、あるいは手続、基本計画についてはこれ市民の意見を聞いたと、もうこれ以上いいんだと、策定委員会ももういいんだという、そういう認識なんですか。

この間、基本構想でタウンミーティングをされて、市民の方に出向いて行かれて、具体的なことは全部基本計画で説明をしていくというお話だったのが、コロナ禍の中で十分な説明が開かれず、また策定委員会も十分な回数が取られたようには思いません。そういう中でもう具体的に入っていくわけですね。ですから、もう大体意見全て集約して、これで合意が取れているという御認識で、もうこれで基本計画はオーケーということなんですね。どの段階で基本計画が承認されたというふうに解釈をされているのか、最後にお伺いいたします。

○議長（飯田吉則君） 菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） 新病院の整備検討委員会につきましては、もう最終で締めくくるということで、検討委員会のほうで委員長採決で決まりましたし、各委員の皆様もそれで合意を頂いているところでございますので、新病院の整備検討委員会につきましては、もう開催する予定はございません。

それと、行政の計画でございますので、パブリックコメントに御提示できるレベルまで整いましたという判断のもとに先ほど御説明申し上げましたように、パブリックコメントに約1か月の期間をあげまして、いろいろな御意見を頂戴するべく十分な期間は設定させていただきました。この間、パブリックコメントのほうでも御意見を頂戴しておりますし、また議会のほうからも御意見を頂戴しておりますので、



今そのあたりの御意見をどういうふうに通整理をして基本計画のほうに反映させていたり、あるいは今後の業務執行の中で対応していくかというあたりを整理しておりますので、それが出来次第、我々として、またパブリックコメントの結果はお返しするというのがルールになっておりますから、それから議会の御意見のほうもまた御返答させていただきますので、その各御返答の中の経過が済みましたら、少しやりとりはあるとは思いますが、最終的にその時点を過ぎた段階で基本計画が策定できたということになるのではないかと考えております。

○議長（飯田吉則君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第88号議案から第93号議案までの6議案は、予算決算常任委員会に審査を付託します。

#### 日程第4 第94号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第4、第94号議案、宍粟市交通安全対策基金条例の制定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第94号議案、宍粟市交通安全対策基金条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

交通事故による災害に遭われた方への共済事業を行ってございました兵庫県市町交通災害共済組合が令和3年度末をもって解散することに伴い、同組合の構成市町に財産が分配されます。

これを受け、本市におきましては、交通事故から市民を守るため、解散に伴う分配金を交通安全事業の財源として活用したく、新たに宍粟市交通安全対策基金を設置する条例を制定するものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第94号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託いたします。

日程第5 第95号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第5、第95号議案、宍粟市学校給食費条例の制定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第95号議案、宍粟市学校給食費条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

市では、これまでの間、学校給食費につきまして、学校長が管理する私会計による運用を行っていましたが、国では教育現場における負担軽減等の点から、「学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について」とする通知や、学校給食費徴収・管理に関するガイドラインを公表するなど、給食費の徴収・管理の事務は、地方公共団体が担っていくべき業務として推進されています。

このような状況から、学校給食費について、令和4年度から公会計での運用を進め、必要な事項を定めるべく新たに条例を制定するものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第95号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託いたします。

日程第6 第96号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第6、第96号議案、宍粟市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第96号議案、宍粟市国民健康保険条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正内容としましては、健康保険法施行令等の改正に伴い、出産育児一時金の支給額について、40万4,000円から40万8,000円に引き上げようとするものであります。

原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑がありますが、通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第96号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託  
します。

#### 日程第7 第97号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第7、第97号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改  
正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第97号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正につつま  
して、提案理由の御説明を申し上げます。

改正内容としましては、国民健康保険法及び地方税法の改正に伴い、未就学児で  
ある被保険者に係る均等割額を半分に引き下げるほか、法律の項ずれ等に対応する  
ものであります。

原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑がありますが、通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第97号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託  
します。

#### 日程第8 第98号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第8、第98号議案、宍粟市環境基本条例の一部改正につ  
いてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第98号議案、宍粟市環境基本条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正内容としましては、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正を受け、文言の見直しなどを行うものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

10番、大畑利明議員。

- 10番（大畑利明君） 10番、大畑です。第98号議案、宍粟市環境基本条例の一部改正について質疑をしたいと思います。

先ほど提案理由のほうでございましたが、地球温暖化の対策推進法に関連しての文言の整理というお話でございましたが、私はその条例改正する御認識をちょっとお伺いしたいというふうに思うんです。単なる文言整理ではないというふうに捉えております。

そこで、少し宍粟市の環境基本条例を見ましたが、この上位法との関連性が全く明記されておられません。したがって、温室効果ガスの排出量の削減等についてというふうに文言が訂正をされたとしても、この等が何を指すのかという定義づけがどこにも見当たりません。この等の規定がないので、この本条例の法制上問題があるのではないかなというふうに私は捉えておりますので、そのあたり、まず法制上の問題をどう考えておられるのか、1点お伺いいたします。

それから、改正の中身でございますけども、この間の地球温暖化の問題、C O P 20何とかというところを受けて、日本も2050年、カーボンニュートラルというふうな宣言があつてしているわけですが、今までは「抑制」というものが「削減」というふうに強くなっていると思いますね。そういう意味で文言の整理に合わせてその法改正の背景なり、改正の趣旨、そういうものを受けてどのように施策展開、あるいは行動を展開されようとしているのかということはこの条例改正に併せてお考えをお伺いしたいというふうに思います。

これを59条に当て込みますと、温室効果ガスの排出量の削減等に関する計画の策定、それから市民及び事業者と協働した行動を推進するため必要な措置を講ずるというふうに条例が改正をされると思います。ですから、具体的にどういうふうなこ

とを考えておられるのかということをお伺いしたいと思います。

もう1点ですが、上位法の改正の視点から申し上げますと、市町村は、地域脱炭素化促進事業に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針などを定めることに努めるようにしなければならないというふうに、努力規定なのか義務規定かわかりませんが、そういう規定が新たに設けられておりますが、これらについて改正をしていくと言いますか、この考え方を盛り込んでいくものがどこにも見当たりません。そういうことをどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 私のほうからただいま大きく四つの視点で考え方も含めて答弁させていただきたいと思います。2回目等で具体がありましたら、また担当部長が答えるかもわかりませんが、特に、非常に環境については重要な課題であります。提案理由ではそういうふうに申し上げましたが、意味はということで、もう少しという意味、こういう観点もありますが、1点目の「等」の意味であります。この地球温暖化対策の推進に関する法律において、まさにお話があったように、2050カーボンニュートラルに向けてのある意味国自体も語気を強める意味で、抑制から削減等に改正をされております。温室効果ガスの排出の量の削減のほかに、吸収作用の保全及び強化が「等」に該当する部分となるように思っています。

また、本条例に関する法制上の問題ということではありますが、こういう観点からすると、私は問題ないと、このように思っています。

2点目の御質問であります。今回の条例改正につきましては、その地球温暖化対策のこの法律の改正を受けて、特に見直しを行うものであるところではありますが、この法律の基本理念、お話があったとおりでありまして、2050までの脱炭素社会の実現に向け、国民あるいは行政、事業者、あるいは市民も含めてであります。間で綿密に地球温暖化対策に取り組むものと、このように理解をしております。

豊かな森林を活用した環境づくりを目指す宍粟市におきましては、特にこの豊かな森林、あるいは水資源を生かした再生可能エネルギーの導入促進であったり、省エネの推進、あるいは環境保全活動を進めるとともに、まさにこれまでもありましたように、市内の家庭や事業所から排出されるごみの減量化、あるいは資源物の再資源化に努めることで地球温暖化等のいわゆる地球規模で起こる環境問題に貢献していきたいと、このように考えております。それぞれの自治体がそれぞれ努めることによって、先ほど申し上げた地球規模の環境問題へアプローチをかけるんではないかなあと、そんなふうにも思っております。

3点目の温室効果ガスの排出の量の削減等に関する計画の策定と市民及び事業者と協働した行動を推進するために必要な措置、こういう御質問であります、法改正に伴って国は地球温暖化対策計画の改訂を行い、令和3年10月22日に閣議決定されております。これに併せて現在宍粟市の地理や地域特性を生かして再生可能エネルギーの導入の促進であったり、森林の二酸化炭素の吸収量の維持発揮への取組みを記載した宍粟市地球温暖化対策計画、いわゆる区域政策編の作成に現在取り組んでおるところであります。その中で、先ほどお話があったようなことも含めて織り込んでいきたいと、このように考えています。

続いて、4点目の質問であります、市町村は地域脱炭素促進事業に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努めることとなっておりますが、先ほど2点目でもお答えしたとおり、宍粟市は市域の約9割を森林が占めておりまして、地球温暖化対策につきましては、市内全体で吸収源として大きな役割を担っておるところであります。

令和元年度に創設された森林環境譲与税を活用して里山を含めた森林整備や、あるいは宍粟材の普及啓発等によりまして、地域産業の振興にも寄与するとともに、森林から創まる地域創生に基づいて、森林環境の保全を主体とした地球温暖化対策に取り組んでいきたいと、このように考えています。

そのようなことから、いわゆる環境問題へ市民とともにアプローチをかけていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 市長、そういうことをおっしゃることを具体的に条例や施行規則やそういうものを書いていかなければ、何を根拠に言っておられるのかが全く分からないんですよ。ですから、その法制上大丈夫なんですかというお話を私は申し上げているわけです。

「等」について問題ないとおっしゃいましたけど、今、市長から正しく、並びに吸収作用の保全及び強化というふうにおっしゃって、上位法はそのように書いてありますけど、この等だけではそれが読み取れないんです、どこにもないですから、上位法との関係もどの条文にも出てこない。それから施行規則にもそれが無い。ですから、分からないんです、そのことがね。ですから、内容はもう全て理解した上の話なんですけども、やっぱりきちっとその法制整備というのはしなければいけないんじゃないでしょうかという質問をしておりますので、ちょっとこれは担当あたりから答弁もらわないと無理かなというふうに思ひます。

その他のことについても条例に全て細かく書きませんから、施行規則に委任したりすると思うんですが、施行規則にも全く何も、今回提案されるんかどうかわかりませんが、もしこの条例に沿って今市長がおっしゃったようなことが施行規則に委任してあるのであれば、それは委員会のほうに提出をしていただいて、審議をいただきたいと思いますが、そのような整備もされているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 樽本産業部長。

○産業部長（樽本勝弘君） 法整備のところでは具体的なところは行政系のほうと確認はしておりますが、まず上位法という位置づけのところなんですけども、地球温暖化対策推進に関する法律については、基本的には市町村で条例を定めなさいというのはありませんので、上位法という関係性はございません。あくまでもこの宍粟市環境基本条例というのは、市としての環境施策に取り組んでいく上での条例というふうに御理解をしていただきたいなと思っております。

その中での解釈のところでは、やはり定義のところをもう少し丁寧にというところが不足しているのかなというふうな御意見ですが、運用上関係法令のこの地球温暖化対策の部分の解釈のところでは運用するには基本的には問題ないと。しかしながら、今後改正する上ではそういったところについては丁寧にやはり定義づけであったりというところは、取り組んでいくべきものかなというふうに思っております。

それと、関係する施行規則については、今のところ改正の部分については、ちょっと確認は取れておりません。すみません、改めて確認して御報告させていただきたいと思っております。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 部長、国が条例で定めなさいなんていう権限はどこにもありませんので、自治体が独自に条例を定めるか否かというのを決めるわけですから、宍粟市の考え方として私伺っております、もし上位法に準ずる規定をつくるのであれば、上位法の何にリンクしているんかということを確認に条例にうたわなければいけない。もし上位法との関係を書くのではなく、独自に条例をつくれるのであれば、市長からありましたように、等でくくってしまうのではなくて、並びに吸収作用の保全及び管理というところまでしっかりと条例に明記する必要があるというふうに私は思います。そういうことではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 樽本産業部長。

○産業部長（樽本勝弘君）　今回、この宍粟市環境基本条例のところについては、条例を読んでいただいたとおり、関係性をつくっておられませんので、市としてあくまでも環境施策、取り組む姿勢としてこの条例を制定しているというふうに理解していただきたらと思っております。

その中で、定義づけのところについては、議員おっしゃるとおり、一つ一つ丁寧な部分については、やはり不足していた部分もあるのかなあとは思いますが、今回については、その解釈の運用の部分でも問題はないというふうなところは確認しておりますので、今回はこの改正の部分で運用のほうを行っていきたいと思います。しかしながら、今後改正等々を提案させていただく中では、もう少し改正の部分というのには気を配っていききたいなというふうに思っております。

○議長（飯田吉則君）　以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第98号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

#### 日程第9　第99号議案

○議長（飯田吉則君）　日程第9、第99号議案、宍粟市ちくさ高原総合レクリエーション施設条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君）　第99号議案、宍粟市ちくさ高原総合レクリエーション施設条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

ちくさ高原総合レクリエーション施設のキャンプ場において、来場者の利便性を高めるため、家族風呂とシャワー施設を設置することで、指定管理者と調整をいたしましたので、その利用料を定める改正を行うものであります。

原案に御賛同賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君）　説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君）　御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第99号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。



日程第10 第100号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第10、第100号議案、宍粟市産業立地促進条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第100号議案、宍粟市産業立地促進条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正内容としましては、北部地域への立地誘導と特色ある産業への重点的な支援をすることで、人口流出抑制の第1のダム機能の強化、地域産業の振興と雇用機会の拡大を図るものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第100号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託いたします。

日程第11 第101号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第11、第101号議案、宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第101号議案、宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正内容としましては、国の規則の改正に伴い、保育所等が書面等で作成、保存することを想定している記録等について、保育所等の業務負担軽減や保護者の利便性向上の観点から、電磁的記録で作成、保存することも可能とするものであります。

原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第101号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託します。

#### 日程第12 第102号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第12、第102号議案、宍粟市音水湖カヌー競技場に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第102号議案、宍粟市音水湖カヌー競技場に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、音水湖カヌー競技場に係る令和4年4月1日から令和9年3月31日までの期間の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回、公募による指定管理者の募集を行いましたところ、3団体の応募があり、宍粟市指定管理者選定審議会による審査を経て協議しました結果、株式会社MEリゾート播磨を次期指定管理者として指定することについて提案するものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第102号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

#### 日程第13 第103号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第13、第103号議案、第2次宍粟市総合計画基本構想の

変更及び後期基本計画の策定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第103号議案、第2次宍粟市総合計画基本構想の変更及び後期基本計画の策定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成27年度に策定しました第2次総合計画基本構想の期間である11年間の中間を迎え、あわせて前期基本計画が6年間の計画期間を満了することから、宍粟市自治基本条例第24条第1項の規定に基づき、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるため、総合計画及び地域創生戦略委員会において審議をいただきました答申を踏まえ、基本構想の見直しによる変更と、令和4年度から5年間の後期基本計画を策定するものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

10番、大畑利明議員。

- 10番（大畑利明君） 10番、大畑です。第103号議案、第2次宍粟市総合計画基本構想の変更につきまして、委員会で詳細は審査いたしますので、市長にこの場でしか聞けませんので、基本構想の変更に係る部分、特に人口の変更ですね、このあたりについてのちょっと考え方を伺いたいというふうに思っております。

2060年の人口ビジョンとして、目標人口の変更理由を伺うということでございます。2016年、5年前の3月に第2次基本構想が策定された段階では、2060年の人口ビジョン3万3,000人の設定をされておりました。当時、国の推計値は1万9,443人でしたから、おおむね1万3,600人ほどの上積み、上積みっておかしいですけども、人口の減少の抑制を図るということで、その対策としてこの3万3,000人を基盤するようなまちづくりを進めるために、定住施策を積極的に推進するんだということを計画に延べてこの間やってこられたというふうに思うわけですが、これが中間年で目標が2万1,000まで下方修正されていると。このことに対しての理由は何でしょうか、伺いたいというふうに思うんです。

この間、先ほども言いましたが、この3万3,000人を根拠として市長は人口減少非常事態宣言を出されたり、あるいは定住促進の重点戦略というものをいろいろ立てられて、いろんな施策、計画、そういうものに巨額を投じてきたわけでありまして。

これらのことがどうだったのか、十分な検証評価に基づいて下方修正されものなのか、そのあたりを伺いたいと思います。

具体的に、何が成功して何が失敗だったのか、そのあたりの評価をお伺いしたいと思います。

言うまでもなく、推計人口の役割というのは、計画とか施策の立案、こういうものの前提となる基礎資料です。ですから、非常に重要なものだというふうに思います。思いつきで決めるものでもありませんし、単に将来を推計するだけのものではないというふうに思うわけですが、かといって安易に変更すべきものでもないというふうに私は考えております。民間企業ならこれは株主総会で相当な意見が飛び出ることだというふうに思うわけですが、経営者としては相当これは問題にされるような下方修正だというふうに思いますが、私は当時が少し高くて、現実的なところに落ち着かせていこうということかも知れませんが、それだったら、これまで何だったのかという話になりますので、しっかりとそのあたりの説明をした上で今回提案されているというふうに思いますので、そのあたりをお聞かせをいただきたいということと、今後目標人口がこういうふうに減ってくることによって、いろんなところに影響が私には出るんじゃないかというふうに思います。いろんな見直しもしていかなければいけないんだろうというふうに思うんですが、何点かで結構でございます。何がどのように見直されているのか、そのあたりもお伺いしたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 今回のことについて、市長にということ考え方の部分でということであります。2万1,000人まで下方修正する理由を含めて検証とか、これからのことという大きく3点だと思いますが、当初2060年の時点で3万3,000人ということで、前回の計画でいろいろ。それは、基本的には国立社会保障・人口問題研究所の国全体の人口減少の状況からすると、宍粟市のその当時の状況からすると3万3,000人と、これは数値的に出てくるんですが、そういうことからすると、2060年の将来人口の推計がその当時は19.何%の減少率で見られておりました。国立社会保障・人口問題研究所の状況で。そうすると、そのときに宍粟市はその状況からすると3万3,000人が一応目標として定めるべきではないかなということで戦略委員会やいろんな形が出てきたところでもあります。

しかし、今回の状況を見ると、特に国のいろいろ推計人口、特に国立社会保障・人口問題研究所をベースとして国も目標や水準を設定されておまして、それらの状況から見て、特にこの総合計画であつたり、地域創生戦略委員会でも非常に目標

人口をどう設定するかということは非常に喧々囂々の議論がありました。そういったところで委員会からは現状の厳しさに鑑みて、楽観的な見通しを持つべきではなく、重要なことは、この数字に一喜一憂することなく、まちづくりを進めてあることであるとの答申を受けております。そういう議論も慎重にさせていただきました。したがって、今後の人口減少対策の効果を見込みながらも、将来人口を一定厳しく推計して、目標を2万1,000人に設定をしたところであります。

なかなか設定人口というのは、確かにそれによってまちをどうつくりあげていくかと、これからまちをどういうふうにして何をやっていくんかということの非常に根底になる部分であります。ただ、あくまで目標ということの中で、そうならないようにこれからのいろんな意味でまちづくりをどうしていくかということが非常に重要なポイントになろうと、このように思います。

そういう意味で、これまでの検証や評価という御意見だと思います。特に、宍粟市の現状はもう今さらというわけではないんですが、特に人口減少の原因は若年層の人口流出が非常に多いという状況は、もう今さらではないわけでありましたが、特に生まれてくる子どもと亡くなられる方との差、いわゆる自然減少が非常に大きくなっておると。当然社会増減もそういうことで若い人たちが出ていく、この差をできるだけ埋めながら、自然増減はなかなか厳しいんですが、社会増減をどうやって縮めていくかということが非常に大きな課題として捉えるというのは、これまでも申し上げたところであります。

したがって、そういうことも踏まえながら、これまでもこの5年間あるいは6年間、あるいは地域創生戦略の中で定住政策を含めて若い人たちの定着も含めて、あるいは子育て支援も含めてやってきたところでありましたが、何が成功で何が失敗であったということは、私が承知しておるのは、国においてもそういう検証が十分なされて発表されたということはありません。しかし、宍粟市におきましても、いろんな調整をしながらであります、必ずしも全てが成功したとは思っておりませんし、それが失敗したということもなかなか検証できてない。ただ、挑戦することも非常に大事だということで、今現在、進行をしておると、こういうところでありませ

そういう中で、例えばの例であります、空き家バンクの制度なんかも全国的に見ますと、成果が上がっている我がまちの取組みもこれまでもお話を申し上げたところであります。さらに、具体的な数値から言いますと、令和2年の国勢調査の速報値においては、全国社会保障・人口問題研究所の人口推計、先ほど申し上げた

2060年のあの当初の段階の人口推計よりも347人、人口の減少が上振りしておると、こういう状況も見受けられております。この人数そのものが将来人口に随分影響してくるわけでありますが、ある意味、人口減少対策の抑制の効果の一つとも言えるのではないかなと、このように考えておりますが、それぞれこれからこれまでも予算に上げて政策を実行する段階でしっかりこういったことを捉えながら、施策を実行することが大事だと、このように考えております。

私は、何が成功で何か失敗というのは現段階ではなかなか難しいのではないかなと、このようには捉えておりますが、ただ、そうばかりも言えませんので、きちんと検証しながら進めていく必要があるだろうと、このように思っています。

そういった中で、まさに選択しながら、集中しながら進むべきことはあると、このように思っています。

また、計画案の答申におきましても、その時々为社会情勢に合わせて柔軟に対応していくことが重要と、こういう御意見も頂いております。まさにそのとおりでありまして、市民の皆様暮らしを守ること、あるいは今住んでよかったなあ、住み続けたいなあと思っただけことを大事に粘り強く定住促進重点戦略に取り組むことが、まさに人口減少の抑制につながるものと、現段階ではそのように考えています。

したがって、最後の3点目で目標人口の変更にどんな見直しということですが、将来的な目標人口が低くなったからといって、すぐに行政サービスの質であったり、あるいは量を変えるということではなく、長期的には人口が減少することを意識しながら、今住んでいる私たち、あるいは市民の皆さんがまさに安心して住み続けられることができる地域を目指して、行政あるいは市民の皆さん、あるいは協働で、さらに連携をしながら、まちづくりを進めていきたいと、このように考えておるところであります。ちょっと抽象的、漠然であります、そんなふうに御答弁申し上げたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 市長、ちょっと抽象的過ぎて、それでは次にこの2万1,000人の目標を掲げても同じことの繰り返しですよ。だから、全国社会保障・人口問題研究所の数値は何もしなかったらそうなる、しかし、宍粟市はこういう施策展開をすることによって3万3,000人を目指すんだということ訴えられたわけでしょう。昭和の時代の話じゃないんですからね、もう総合計画は今や総合戦略とセットですよ。ですから、KPIですね、この事業をやれば、どうなるのか、何人が定

住するのか、あるいは移住につながるのかというところまでしっかりと目標を立ててやっていくという事業を積み上げてきたはずなんですよ。そんな抽象的な文言できちっとした評価もされてないことだったら、次も同じことの繰り返しになります。

ですから、そののここをもっとどう評価された、具体的に失敗を責めるということではないじゃないですか。10年やってもなかなか効果が上がらんということはあるわけですから、しかし、こういうことが発見できたということもあるわけですよ。そういうことの繰り返しによって、いろいろ修正が加わっとなったら、この数字の意味を説明してくださいって私は申し上げているわけですよ。ただ、何となくというような感じじゃね、いや、やってきたけど、何かというようなことじゃあ、この次の計画自体もはっきりしませんので、そういう意味で、もう少しきちっとした評価を頂きたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 決して何となくやってきたからこうやという、あるいは何となく目標を設定したのではなしに、これまでもいろいろ担当部のほうからも報告があったりして、されておると思いますが、それぞれ施策を推進する中で、次の年度にはきっちり検証して、さらにということは当然のことでありまして、また当然この5年あるいは10年の計画の中でしっかり市民の皆さん、あるいは戦略委員さんも含めていろいろ御意見を頂く中で一つ一つ検証しながら、具体的な数値は別として、私は進めていただいて、いよいよ目標をこう設定したということでありまして。したがって、そうならないために、これからどういったものをより重点的に、あるいは戦略的に描いてやっていくかということが私は重要だと、このように思っておるところであります。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 私はこの数字を下方にしたことに対して文句を言っているんじゃないくて、根拠を示してくださいということを行っているわけです。でないと、次の目標もできません。

何回も言いますが、この人口の推計、目標、このビジョンに沿っていろんな計画を決められていっておるわけですよ。この数字が単なる机の上の推計であって、ふだんの計画や施策と関係ないんやという問題じゃないわけですね。ですから、そういうことをしっかり認識をしていかないことには、あらゆる基礎資料の基本にこれがなっているんだと。例えば冒頭に議論しました新病院の問題にしても、こういう将来人口推計に基づいて、どのぐらいの患者が将来発生するのかというようなこ

とを決めていくわけですから、全て根拠があるわけでありますので、もう言いませんが、委員会ではもう少しきちっとした根拠で説明をいただくようお願いして質疑を終わります。

最後、答弁だけお願いします。

○議長（飯田吉則君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） この議案につきましても、委員会のほうでまた審査いただくこととなろうかと思えます。先ほどおっしゃっていただいたような2万1,000の考え方とか、そういったものも当然こういった考え方で積み上げておるといようなこともございますので、またそういったところにつきまして、説明なりさせていただけたらと思えます。

○議長（飯田吉則君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第103号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託いたします。

審査の途中ではございますが、ここで11時15分まで休憩を取りたいと思えます。

午前10時58分休憩

---

午前11時15分再開

○議長（飯田吉則君） 休憩を解き、会議を再開します。

日程第14 第104号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第14、第104号議案、市有財産の処分についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第104号議案、財産の処分につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

土万ふれあい木工館につきましては、平成26年度より今後の在り方について地元自治会と協議を進めてまいりましたが、地元自治会としては、建物を撤去し、更地にした状態で譲渡を受け、譲渡後の土地は自主的な管理と運営を行うことを総会で決定されました。

今般、建物の撤去など、準備が整いましたので、関係する土地を無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。



諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑がありますが、通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第104号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

#### 日程第15 第105号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第15、第105号議案、市道路線の認定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第105号議案、市道路線の認定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本件の内容としましては、地元自治会からの要望により、3路線を新たに認定するものであります。

原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑がありますが、通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第105号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

#### 日程第16 第106号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第16、第106号議案、ちくさ高原スキー場人工降雪機整備工事請負契約の変更についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第106号議案、ちくさ高原スキー場人工降雪機整備工事請負契約の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

変更内容につきましては、山頂への貯水槽設置工事において、新たに岩盤の掘削、不良土の入替え、湧水処理のための暗渠排水の工事を追加するものであります。

この変更に伴い、工事費を1,910万4,800円を増額し、契約金額を3億1,896万4,800円に変更しようとするものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第106号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託いたします。

日程第17 第107号議案～第108号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第17、第107号議案、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてから、第108号議案、宍粟市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてまでの2議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第107号議案、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正及び第108号議案、宍粟市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

11月22日付で特別職報酬等審議会から議会議員及び市長等の特別職に係る報酬等と期末手当支給割合について答申を受けました。

その内容は、報酬等の額については、現行どおり据置き、期末手当支給割合については、0.15月引き下げることが妥当とのことでありました。

これを受け、検討しました結果、答申の内容どおり、議会議員及び市長等の特別職に係る期末手当支給割合を0.15月引き下げる条例改正を行おうとするものであり

ます。

原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第107号議案から第108号議案の2議案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって、第107号議案から第108号議案の2議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） これですべての討論を終わります。

これより採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第107号議案を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第107号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第108号議案を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第108号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（飯田吉則君）　以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、12月8日午前9時30分から開会いたします。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

（午前11時23分　散会）